

表1 信用保証の認定申請

保証	認定要件	保証割合	保証限度額
セーフティネット保証4号	売上高が前年同比で20%以上減少など	100%	一般保証とは別枠で2.8億円
セーフティネット保証5号	特に重大な影響が生じている指定業種で売上高が前年同比で5%以上減少など	80%	
危機関連保証	売上高が前年同比で15%以上減少など	100%	一般保証、セーフティネット保証とは別枠で2.8億円

表中の信用保証付き融資を利用する場合は市に認定申請が必要です。申し込みは市商工労働課へ。

表2 主な融資制度

実施機関・融資名	主な要件	主な内容	問い合わせ先
【日本政策金融公庫】 新型コロナウイルス感染症特別貸付	最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期比5%以上減少など	一律金利にしたうえで貸付利率を融資後3年まで0.9%引下げ【融資限度額】中小事業3億円 国民事業6000万円【金利】当初3年間基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利 中小事業1.11%→0.21% 国民事業1.36%→0.46% 利下げ限度額:中小事業1億円 国民事業3000万円(令和2年4月8日時点)	事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505
【伊丹市】 中小企業振興融資制度 (セーフティ1to6資金)	市内に主たる事業所を有し、市のセーフティ認定を受けた事業者	【融資限度額】1000万円【金利】0.64%(令和2年4月時点)【保証料補助】信用保証料の1/2を市が補助	市商工労働課 ☎784-8047
【兵庫県】 経営円滑化貸付・経営活性化資金 (新型コロナウイルス対策)	最近1カ月間の売上高などが前年同期に比べて5%以上減少など	【融資限度額】経営円滑化貸付:1企業・1組合2億8000万円 経営活性化資金:運転資金5000万円【金利】経営円滑化貸付:0.70%(令和2年3月27日時点) 経営活性化資金:金融機関所定金利(令和2年3月27日時点)【適用期間】令和2年6月末融資実行分まで【保証料補助】業況や事業規模に応じて保証料の減免あり(※1)	県地域金融室 ☎078-362-3321
(※1) 特別利子補給制度	日本政策金融公庫や兵庫県などの融資により借入を行った一定要件を満たす中小企業者	借入後3年間の利子補給(補給対象上限額あり。既往債務の借り換えも条件を満たせば対象)	中小企業 金融・給付金相談窓口 ☎03-3501-1544

※1. 詳細は決定次第、中小企業庁ホームページなどで公開予定。上記の融資制度は、記載事項以外にも諸条件があります。詳しくは問い合わせ先に確認してください。

表3 助成金制度(記載事項以外にも要件あり。詳しくは問い合わせ先に確認を)

制度名	対象	助成内容	問い合わせ先
雇用調整助成金	(1)雇用保険の適用事業所であること(2)最近1カ月の売上高又は生産量などが前年同期(事業所設置後1年未満の事業主は令和元年12月)に比べて10%以上減少していること——など	・休業を実施した場合の休業手当などに対する助成(大企業:1/2、中小企業:2/3) ・支給限度日数:1年間で100日(対象労働者1人1日あたり上限額:8330円)	ハローワーク助成金デスク ☎078-221-5440 ハローワーク伊丹 ☎772-8619
【事業主向け】 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	①か②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主	令和2年2月27日から3月31日(延長予定)(①については、春休みなど開校予定のなかった日は除く)において、有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(対象労働者1人1日あたり上限額:8330円)	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター ☎0120-60-3999
【委託を受けて個人で仕事をする人向け】 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金	①か②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす人【一定の要件】・個人で就業する予定であった場合・業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの場合	令和2年2月27日から3月31日(延長予定)(①については、春休みなど開校予定のなかった日は除く)の間の就業できなかった日について、1日あたり4100円(定額)	
持続化給付金	売上が前年同比で50%以上減少した中小企業、個人事業者等	定められた算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給見込み	中小企業 金融・給付金相談窓口 ☎03-3501-1544

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業などをした小学校などに通う子ども。
② 新型コロナウイルスに感染した、または風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校などに通う子ども。

表4 各種相談窓口

内容	問い合わせ先	電話番号
一般的な労働相談	兵庫労働局総合労働相談コーナー	☎078-367-0850
	伊丹総合労働相談コーナー	☎772-6224
助成金に関する相談	ハローワーク助成金デスク(兵庫労働局職業安定部職業対策課)	☎078-221-5440
資金繰りに関する相談	兵庫県金融対策特別相談窓口(県地域金融室)	☎078-362-3321
その他中小企業・小規模事業者の経営に関する相談	兵庫県金融対策特別相談窓口(ひょうご・神戸経営相談センター)	☎078-977-9079
	伊丹商工会議所	☎775-1221
		兵庫県信用保証協会 ☎078-393-3900
	兵庫県よろず支援拠点	☎078-977-9085

掲載している情報は、いずれも4月10日時点の情報のため、内容が追加・変更になっている場合があります。いずれの情報も、詳しくは市ホームページで確認するか、市商工労働課が各窓口にお問い合わせください。

支払いが難しい人は相談を 各種猶予制度について

国民健康保険税の猶予制度

▷本人か家族が感染したことにより国民健康保険税を一時的に納付できない▷納付により事業の継続や生活の維持が困難になる恐れがある——場合、最大で1年間、納税などを猶予できる場合があります。

市国保年金課(徴収グループ)
☎744-0436

水道料金など納入の相談

収入が大幅に減少したなどの事情により水道料金・下水道使用料の支払いが難しい人を対象に相談を受け付けています。

市上下水道局水道サービスステーション
☎783-1601

後期高齢者医療制度保険料の猶予制度

▷失業などにより所得の著しい減少があった▷他の被保険者や世帯主の死亡などにより世帯所得が軽減判定基準以下になった——場合、保険料の減免や一定期間保険料の徴収が猶予できる場合があります。

市後期医療福祉課☎784-8041

介護保険料の減免および徴収猶予制度

▷生計を主として維持する人の死亡などにより収入が著しく減少した▷事業、業務の廃止か休止により収入が著しく減少した——などの場合、保険料の減免や一定期間保険料の徴収が猶予できる場合があります。

市介護保険課☎784-8037

国・市税の納付延期と猶予制度など

【税金の手続き期限延期】期限までに①個人・法人市民税②固定資産税③軽自動車税④市たばこ税⑤国税——などの納税や手続きができない場合は相談を。

【⑥市税の猶予制度】

▷財産に相当な損失が生じた▷本人か家族が感染した▷事業を廃止か休止した▷事業に著しい損失を受けた——場合は相談を。

【⑦軽自動車税の郵送による手続き】原動機付自転車の標識交付や軽自動車税の減免手続きを郵送で受け付けます。必要書類などは市ホームページ(二次元コードから読み取り可)で確認を。

①③④⑦は市市民税課☎784-8022②は市資産税課☎784-8023⑤は伊丹税務署☎779-6121⑥は市徴収課☎784-8026



事業者への支援
新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者が活用できる主な支援制度は表1～3の通り。一般的な労働相談、助成金に関する相談のほか各種相談窓口は表4の通りです。問い合わせは市商工労働課☎784・8047へ。